

## 食品営業許可（知事が権限を持つもの） 審査基準

### 【事務の根拠】

食品衛生法（以下「法」という。）第五十二条第一項

前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

食品衛生法施行規則第六十七条第一項

法第五十二条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は図面及び第五号に掲げる事項に変更がない場合において、図面の添付及び同号に掲げる事項の記載を省略することができる。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 営業所所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業の種類
- 五 営業設備の大要
- 六 法第五十二条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 七 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨

### 【申請様式】

食品衛生法施行細則第二十条

規則第六十七条第一項の申請書は、別記第六号様式によるものとする。

### 参考条項

法第五十一条

都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、

政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

(営業施設の基準)

食品衛生法施行条例 第3条

法第五十一条の規定に基づく営業施設の基準は、すべての業種に適用する共通基準及び業種別に適用する特定基準とし、別表第二のとおりとする。ただし、営業の形態、土地の状況その他特別の事情により、知事が衛生上支障がないと認めた事項については、しんしゃくすることができる。

第6号様式（第20条関係）

年 月 日	
殿	
郵便番号	
住 所	
電話番号	
フリガナ	
氏 名	
年 月 日生	
{ 法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 }	
営業許可申請書（新・継続）	
食品衛生法第52条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
営業所の所在地	電話番号
営業所の名称等	
営業設備の概要	別紙のとおり
許可番号及び許可年月日	営 業 の 種 類
	備 考
1	
2	
3	
4	
5	
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していないこと。
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。
(注意) 1 許可番号及び許可年月日の欄は、継続許可の場合に、現に受けている許可の番号及び年月日を記載してください。 2 申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含むものとする。）の欠格条項の欄は、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載してください。	